



事務連絡
平成 26 年 5 月 29 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥サーベイランスの対応レベルについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、熊本県の発生農場の半径 10 km を野鳥監視重点区域に指定するとともに、全国の対応レベルを 2 に引き上げて、監視を強化してきたところです。

これまでのところ国内での野鳥での発生は認められておらず、また冬鳥の渡りのシーズンも終盤となっていること等を踏まえ、マニュアルに基づき、最後の感染確認個体の回収日（家きんの場合は防疫措置の完了後）から 45 日後の 5 月 31 日（平成 26 年 6 月 1 日 0 時）をもって、以下の通り、野鳥監視重点区域の解除及び対応レベルの引き下げを行いますので、適切な対応を宜しくお願いします。

なお、韓国済州島において 4 月 28 日に採取された渡り鳥の糞便から H5N8 亜型のウイルスが検出されているところですが、上記の状況に基づき、韓国から冬鳥が渡ってくる時期ではないことから、近隣国発生時等の対応は行わないものとします。

また、トモエガモについては、平成 26 年 1 月 21 日付けの事務連絡により、暫定的にリスク種 2 に引き上げて対応しているところですが、マニュアル 7 ページに基づき、今後はリスク種 2 に追加して対応することとします。

【対応】

野鳥監視重点区域の解除及び全国の対応レベルの引き下げ（対応レベル 2 → 対応レベル 1）

平成 26 年 6 月 1 日 0 時※

※防疫措置の完了（平成 26 年 4 月 16 日）から 45 日後

また、今後、新たな高病原性鳥インフルエンザの発生等が確認された場合については、改めて指示をいたしますので、ご了承ください。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
担当：山本室長補佐、根上専門官、山崎係長
直 通：03-5521-8285